

忌部首・同子首をめぐる ― 同一人説批判 ―

A Study of “Imbe-no-Obito (忌部首)” and “Imbe-no-Kobito (忌部子首)”

中野謙一

NAKANO Ken'ichi

キーワード：忌部子首・日本書紀・続日本紀・人名

はじめに

忌部子首(いんべのしじびと)(?―七一九)について、『日本人名大辞典』(講談社、二〇〇一年一二月)は次のように説明している。

飛鳥・奈良時代の官吏。壬申の乱のとき大海人皇子方の大伴吹負に属した。天武天皇9年弟の色弗とともに連、のち宿禰の姓をあたえられる。10年川島皇子らとともに歴代天皇の系譜などをまとめる。のち伊勢神宮奉幣使、出雲守。従四位上。養老3年閏7月死去。名は首ともいい、子人ともかく。

子首に関しては、忌部氏が宮廷祭祀に携わった氏族であることに加え、おおよそ右のような経歴の人物であることを前提として、従来さ

まざまな推論がおこなわれてきた。記紀のいわゆる出雲神話の原資料をもたらしたとするもの⁽¹⁾や、出雲国造神賀詞(『延喜式』卷第八)の成立に関与したとするもの⁽²⁾、原撰『出雲国風土記』を撰進したとするもの⁽³⁾などである。そうした見方を過大評価と批判するもの⁽⁴⁾も含め、子首にふれた論考は少なくない。

しかし、それらのいずれにおいても、子首の経歴について十分な考証がなされていないのではないか。本稿ではそれらを個別にとりあげることほしがないが、従来の理解には根本的な疑義があることを明らかにしたい。

まずは煩を厭わず、「子首」および「首」・「子人」の名がみえる『日本書紀』・『続日本紀』の記事をすべて掲出してみよう。

① 『日本書紀』⁵⁾ 卷第廿八・天武元年七月壬辰条

將軍吹負、屯于乃樂山上。時荒田尾直赤麻呂、啓將軍曰、古京是本宮處也。宜固守。將軍從之。則遣赤麻呂・忌部首子人、令戍古京。於是、赤麻呂等詣古京、而解取道路橋板作楯、豎於京辺衢以守之。

② 『日本書紀』卷第廿九・天武九年正月甲申条

天皇御于向小殿、而宴王卿於大殿之庭。是日、忌部首首、賜姓曰連。則与弟色弗共悅拜。

③ 『日本書紀』卷第廿九・天武十年三月丙戌条

天皇御于大極殿、以詔川嶋皇子・忍壁皇子・広瀬王・竹田王・桑田王・三野王・大錦下上毛野君三千・小錦中忌部連首・小錦下阿曇連稻敷・難波連大形・大山上中臣連大嶋・大山下平群臣子首、令記定帝紀及上古諸事。大嶋・子首、親執筆以録焉。

④ 『続日本紀』⁶⁾ 卷第二・大宝二年三月戊寅条

正五位下中臣朝臣意美麻呂、從五位下忌部宿禰子首、從六位下中臣朝臣石木・忌部宿禰狛麻呂、正七位下營生朝臣国杵、從七位下巫部宿禰博士、正八位上忌部宿禰名代、並進位一階。

⑤ 『続日本紀』卷第三・慶雲元年十一月庚寅条

遣從五位上忌部宿禰子首、供幣帛・鳳凰鏡・窠子錦于伊勢大神宮。

⑥ 『続日本紀』卷第四・和銅元年三月丙午条

以從四位上中臣朝臣意美麻呂為神祇伯。……正五位下忌部宿禰子首為出雲守。……

⑦ 『続日本紀』卷第五・和銅四年四月壬午条

詔叙文武百寮成選者位。從五位上熊凝王・長田王並授正五位下。……正五位下忌部宿禰子首・阿倍朝臣広庭・石川朝臣難波磨・石川朝臣石足・大宅朝臣金弓・太朝臣安麻呂・多治比真人三宅麻呂、從五位上笠朝臣麻呂並正五位上。……

⑧ 『続日本紀』卷第六・和銅七年正月甲子条

授正四位下多治比真人池守從三位。……正五位上石川朝臣石足・石川朝臣難波麻呂・忌部宿禰子首、正五位下阿倍朝臣首名、從五位上阿倍朝臣尔閑並從四位下。……

⑨ 『続日本紀』卷第八・養老二年正月庚子条

詔授三品舍人親王一品。……從四位下忌部宿禰子人・阿倍朝臣広庭並從四位上。……

⑩ 『続日本紀』 卷第八・養老三三年閏七月辛未条

散位従四位上忌部宿禰子人卒。

先に引いた『日本人名大辞典』をはじめとする辞典類や、『日本書紀』・『続日本紀』の注釈など、現行の諸書はいずれも、①～⑩の傍線部をすべて同一人と解している。姓の変遷については、②および『日本書紀』卷第廿九・天武十三年十二月己卯条^⑪によって裏づけられるため、不審はない。しかし、「子人」・「首」・「子首」を同一人と断じてよいのであろうか。

これらのうち、「子人」と「子首」はいずれもコビトと訓めるから、同名異表記とみて問題はなからう^⑫。コオビトが約されてコビトとなるのは不自然ではなく、この点については『古事記伝』が次のように指摘している。

首は……意毘登と訓べし、……書紀に、三輪君子首、忌部首子首など云名を、子人とも書るは、子の韻に意を含める故に、おのづから古毘登と唱へらるゝなり^⑬、

加えて、『続日本紀』中、④～⑧の「子首」と⑨⑩の「子人」とでは位階等において連続性が認められる。以上により、④以下がすべて同一人であることは明らかといえよう。

次に壬申紀の①は、④以下とやや年代に開きがあるものの、やはり

忌部首・同子首をめぐって（中野謙一）

同一のコビトの記事とみて不都合はなさそうである（以下、この人物を子首と表記する）。子首は和銅元年（七〇八）に出雲守に任じられ^⑭、在任期間は不明であるが^⑮、その後任官記事はみえず、養老三三年（七一九）に散位で没しているから^⑯、すでに七〇を超え致仕していたと思われる。子首より二年早く、養老元年（七一一）に七八歳で没した石上麻呂も壬申紀の登場人物の一人であるが、あるいはこれとほぼ同年輩であったかもしれない。いずれにしても、おおよそ三〇歳前後で壬申年をむかえ、①に名をとどめるほどの働きをみせたと考えてよいであろう。

問題は②の「忌部首首」および③の「忌部連首」である。②と③の「首」は明らかに同一人であるが、「首」と子首を同一とみるべき理由はまだみえてこない。

二

まず、先入観を排してみれば、「首」をコビトと訓むことはないであろう。実際、『続日本紀』卷廿一所引私記に「読加字倍」といい^⑰、『日本書紀』の古写本や版本の傍訓に「カウヘ」乃至「カフヘ」とあるから^⑱、カウベと訓まれていたことがわかる。

ところが、現行の『日本書紀』の主要な注釈は、いずれも「首」に「こびと」とルビを付しているのである^⑲。それらにおいては、「首は子人・子首にも作る」（古典大系本頭注）といった説明しかなされてい

三

ないから、ここで「首」が定着するに到った経緯を探ってみよう。

古写本や版本のように「首」をカウベと訓むかぎり、「子人」や「子首」と同一視することはなかったはずである。管見のかぎり、「首」と子首との関係に言及したものとしては、『古事記伝』が最も早く、『書紀集解』がこれに次ぐようであるが、ほぼ同時期といってよい。

前者は忌部氏に関して説明する際に②の記事を引用し(ただし、「忌部首首」を「忌部首子首」に改めている)、次の注を加えている。

今本に、子首の子字脱たり、上文に子人とあると、同人なり、

子首と書るをも、古毘登と訓べし⁽¹⁴⁾、

②に記された者が①の「子人」と「同人」であることを前提に、本来は「子首」であってコビトと訓むべきだというのである。

一方後者は、②の本文は「首」のまま、「コウト」の傍訓を付している⁽¹⁵⁾。本文を改変することが少なくない『書紀集解』であるが、ここでは意外にも脱字説は採らず、上文①の「子人」の名に

天武天皇十年紀子人作首訓通⁽¹⁶⁾

と注記している。「訓通」というのみで判然としないが、おそらく、「子人」をコヒトの音便化したコウトと訓めば、姓の首の訓として当時一般的だったオウト⁽¹⁷⁾はこれと通じるから、「首」もコウトと訓める

というであろう。ここでも「子人作首」、すなわち①の「子人」と②③の「首」が同一人であることが前提となっている。

右の範囲では両者に直接的な影響関係はみられないが、いずれも①の「子人」と②③の「首」を同一人と断じている。また、その点について両者とも何ら説明を加えていない。『古事記伝』の脱字説は、古写本に根拠がないうえ、③の「忌部連首」についても脱字を想定しなければならぬから、明確に否定されるべきであろう。『書紀集解』の訓通説も、現代の音韻論に照らして認められるものではないし、「首」をオウトでなくオビトと訓むべきことは、『古事記伝』が大津連意毘登の例をあげて指摘したとおりだから⁽¹⁸⁾、コウトの訓も否定される⁽¹⁹⁾。にもかかわらず、前述のように現行の注釈は「首」としている。コビトの訓は『古事記伝』に、「首」を「子人」と同じく訓むのは『書紀集解』に倣ったかたちである。しかし、両者とも「首」と子首を同一人とする根拠を示さずに出発していた。以降もそれが補われることはなく、現在に至っている。

三

根拠を欠く同一人説に対し、批判がまったくなかったわけではない。敷田年治『日本紀標註』は次のように述べている。

集解に此首をコウトとよみて、上に見えたる、忌部首子人と、

同人に説けるは非なり、子人は続紀二に、子首に作り、即子首の略なるを、首の一字コウドと訓ふべき理なきをしるべし⁽²⁰⁾

『日本書紀』の注釈史において、同一人説を批判したおそらく唯一のものであろう。ただし、右は『書紀集解』の訓通説に対する批判にとどまっており、それ以上の追究はみられない。『古事記伝』の脱字説はここでは否定されず、この後、同一人説を定着させていくことになる。

『日本書紀』の近代以降の主要な活字テキストをみていこう。

一八九七年二月に経済雑誌社から刊行された旧国史大系『日本書紀』下は、②の本文を「忌部首首」としたうえで、頭注に「首、宣長云、此上脱字字、上文作子首」と記している（「作子首」は「作子人」とすべきところ）。

一九〇三年一月刊行の飯田武郷『日本書紀通釈』は、②③の本文中に「子」を補い、「忌部首子首」と校訂している⁽²¹⁾。注釈には「古事記伝」のほか鈴木重胤『日本書紀伝』を引用するばかりで、独自の見解はみられない。後述するように『日本書紀伝』には有益な指摘も含まれているのだが、同書も同一人説およびそれに基づく脱字説に関しては『古事記伝』に従うのみである。つまり、『日本書紀通釈』は先にみた『古事記伝』の説のみによって、「子」を補う校訂をおこなったことになる。

そして、この校訂本文は一時定着をみる。飯田季治『日本書紀新講』

がこれに従ったのは当然といえようが⁽²²⁾、新訂増補国史大系本にも採用された⁽²³⁾ことで、脱字説と同一人説は定説化したといつてよい。現在も版を重ねている同書の影響についてはいままでもあるまい。さて、新訂増補国史大系本の頭注は次のとおりである。

子首、拠続紀大宝二年乃至和銅七年条補字字、上文元年七月条及続紀

養老二年三年条作子人

④～⑧の「子首」の記事のみによって「首」を「子首」に改めたというから、同一人説以外の根拠が追加されたわけではない。結局、『古事記伝』以来の脱字説は、「首」と子首（①⑨⑩の「子人」を含む）が同一人であるという前提のもとでしか成り立たないのである。その「首」・子首同一人説も、有力な根拠が示されないうまま、脱字説とともに定着してしまつたようにみえる。

その後の状況については、おおよそ先に述べたとおりであるが、「首」の本文を改めずにコビトと訓むのが大勢となっている。主要な注釈で最初に脱字説を離れたのは日本古典全書本⁽²⁴⁾で、その理由は示されていないが、おそらく安易に本文を改変することを避けたのである。一方で同一人説は維持し、コビトではなくコフトと訓んでいる。これは『書紀集解』の措置に酷似しており、その影響をうかがわせるものである。古典大系本以降は、コフトの訓が『古事記伝』のコビトに修正されて（少なくとも「子人」・「子首」の訓としては妥当）、

現在のかたちとなった。

以上、注釈の展開をみてきたが、迷走しているといわざるをえない。『古事記伝』の脱字説が斥けられたのはよいとして、「首」をコビトと訓むことは可能であろうか。先にみた『日本紀標註』は、「首」を「子人」と「同人に説けるは非なり」と同一人説を批判していた。しかし、『書紀集解』に対して「首の一字コウドと訓ムべき理ナきをしるべし」というのみであったため、「首」を「子首」に改める脱字説によって躲されてしまった。ところが、現行の注釈は脱字説を回避すべく「首」とし、半ば『書紀集解』に立ち戻っているのだから、『日本紀標註』の批判に再びさらされることになる。首の一字をコビトと訓むべき理はない。

四

この間、『日本紀標註』のほかにも重要な指摘がみうけられる。鈴木重胤『日本書紀伝』は、『古事記伝』の説に従って「首」と子首を同一人とみなしつつ、②に「首」の弟としてみえる「色弗^{しこぶち}」と位階を比較し、彼が没した時点で子首より上位にあったことにふれている⁽²⁶⁾。位階について重胤が挙げたのは、子首の④⑨と次の記事である。

正五位上忌部宿禰色布知卒。詔贈從四位上。以壬申年功也。

〔『続日本紀』卷第二・大宝元年八月癸卯条〕

右のように、色布知は大宝元年（七〇一）に没した時点で正五位上であった。対する子首は、大宝二年に従五位下から一階昇って従五位上となるから④、弟であるはずの色布知に三階の差をつけられていたのである。重胤はこれを見過ごさず、色布知の「壬申年功」を次のように想定することで解決をはかっている。

……兄に在りながら後れたるは、功臣と云ふ程には非ざりしなる可し、通証に式外近江国滋賀郡色弗明神社、在葛川谷坊村、古来称之地主神云と有れば、色弗主は近江朝廷に在りて、心を通はし仕奉れる故に、殊に挙げ給へるこそ有りけめ、

要するに、壬申紀に記された子首の働きは大した功ではなく、色布知にはそれを上回る殊功があったはずだ、というのである。具体的には、『日本書紀通証』の指摘⁽²⁷⁾によって近江に「色弗明神社」があることを挙げ、色布知が「近江朝廷に在りて、心を通はし仕奉れる」、つまり内通の功があったのだという。「色弗明神社」は、大津市葛川坊村町の地主神社の境内社で「思古淵明神」を祀っているものを指すようだが⁽²⁸⁾、忌部色布知と関係があるか否かすら不明である。「近江朝廷に在りて」云々というのは、重胤の苦し紛れともいうべき臆測に過ぎない。そのせいか、重胤の指摘はほとんど顧みられることがなかった。しかし、子首と色布知の位階に関するかぎり、有効性は失われていない。

五

重胤が臆測をたくましくせざるをえなかったのは、子首が色布知の兄であることを疑わなかったからである。しかし、②で色布知の兄としてみえるのは「首」である。「首」を子首と同一人と決めつけるのを止めて、ひとまず分けて考えることにしよう。すでに述べたとおり、「首」をコビトと訓むのは無理である。姓かばねとしての首と同じくオビトと訓むべきではないか。「大津連首」の名が「意毘登」とも表記される例があることは先にふれた²⁹。他に「大伴宿禰首」という名もみえる³⁰。もちろん、これらについては新大系本もオビトと訓んでいゝる。聖武天皇の諱も「首³¹」であった。当時として首の名は決して珍しくなかった。

首と弟の色布知、そして両者との関係が記されていない子首、以上の三者について経歴を整理してみよう(付表)。ここまでに関係資料はほぼ出尽くしているが、色布知についてはもう一つ記事があるから、ここに引いておく(これをaとし、前掲の『続日本紀』巻第二・大宝元年六月癸卯条をbとする)。

a 『日本書紀』巻第卅・持統四年正月戊寅朔条

物部麻呂朝臣樹^三大盾。神祇伯中臣大嶋朝臣誼^三天神寿詞。畢忌部宿禰色夫知奉^三上神璽劍鏡於皇后。皇后即天皇位。公卿百寮、羅列匝拜、而拍手焉。

忌部首・同子首をめぐって (中野謙一)

さて、付表にしたがって首と子首との関係を見定めていきたい。

首のみえる記事は②と③しかないから、壬申の乱に際しての動静も不明、没年も不明となる。それでも、②と③は首の族内における立場をうかがうに十分な内容といえる。②は「忌部首首」に連の姓を賜ったというが、賜姓に与ったのは首一人ではなく、同日ともに天皇を拝した色布知ら一族に及んだと考えられる。四年後の八色の姓制定に基づく宿禰賜姓では、「忌部連」という「氏」が対象とされている³²からである。そこで宿禰賜姓に与った範囲の一族を代表する者が、②の時点においては首であったとみて間違いないであろう。首が氏上であったか否かを明らかにすることはできないが、実質的には氏上に相当する地位にあったといえてよい。以下、煩を避けるために、右のような立場にある者を氏上とよぶことにする。

③の時点においても、ひきつづき首が氏上であったとみられる。小錦中³³の冠位を帯するマヘツキミ³⁴として国家的修史事業に参与したのは、一族を代表する者だったからであろう。また、②からわずか一年の間に氏上の交代があったとも考えにくい。

ここで、③に関してふれておかねばならないのが、『日本古代人名辞典』一(吉川弘文館、一九五八年五月)の問題である。同書の「忌部首子首」の項には次のような記述がみえる。

……〔天武〕十・三小錦中の時、詔によって川島皇子、忍壁皇子らと共に、帝紀及び上古諸事を記し定めた。子首及び大嶋の二人が親ら筆を執ってこれを録した。

付表

記事・年月	事項	首(おびと)	色布知(しこぶち)	子首(こびと)
①天武元年 (六七二) 七月	壬申の乱		(bによれば功あり)	荒田尾赤麻呂とともに飛鳥古京を守備
②天武九年 (六八〇) 正月	連賜姓	色布知とともに悦拜	首とともに悦拜	
③天武十年 (六八一) 三月	詔	帝紀・上古諸事記定に参与。時に小錦中		
天武十三年 (六八四) 十二月	宿禰賜姓			
a 持統四年 (六九〇) 正月	即位式	(すでに没か)	神璽劍鏡を奉上	
b 大宝元年 (七〇二) 六月	色布知没		時に正五位上、贈従四位上	
④大宝二年 (七〇二) 三月	叙位			従五位下より従五位上に昇叙
⑤慶雲元年 (七〇四) 十一月	遣奉幣使			伊勢神宮に使い幣帛などを供える
⑥和銅元年 (七〇八) 三月	任官			出雲守。この時すでに正五位下
⑦和銅四年 (七一二) 四月	叙位			正五位上
⑧和銅七年 (七一四) 正月	叙位			従四位下
⑨養老二年 (七一八) 正月	叙位			従四位上
⑩養老三年 (七一九) 閏七月	子首没			時に散位従四位上

首と子首を同一人とする点はひとまずおくとして、「子首及び大嶋の二人が親ら筆を執ってこれを録した」というのは、明らかな誤りである。③に「親執^レ筆以録焉」とある「大嶋・子首」とは、中臣大嶋と平群子首のことである³⁵。一二名の中で最下位となる大山位の二人が執筆作業にあたったわけで、記載順からいっても「子首」が忌部首を指すことはありえない。

ところが、平群子首との混同は『日本古代氏族人名辞典』（吉川弘文館、一九九〇年一月）や『日本古代人名辞典』（東京堂出版、二〇〇九年十二月）にそのまま引き継がれている。錯誤の孫引きといべきか。これらの誤った説明を用いたと思しい論者が近年に至ってもみられるなど、影響は小さくないので特に指摘しておく。

本題に戻ろう。③以降、首の名はみえなくなり、代わって色布知が氏上の地位に就いたと考えられる。aによれば、色布知は持統の即位式において神璽の剣・鏡を捧げている。大盾を立てた物部（石上）麻呂と天神寿詞を読んだ中臣大嶋は、aの時点でそれぞれ直広参（朱鳥元年九月乙丑以前叙）以上・直大肆（朱鳥元年正月以前叙）以上であるが、いずれも確認されるかぎり族内最高位である。この三名の即位式における役割をみても、それぞれ伝統的な氏族の代表者が務めるべきものであったと考えられる。

では、氏が首から色布知に交代したのはなぜか。最も蓋然性が高いと考えられるのは、③以降aまでの九年間に首が没したことである。当時はよほどのことがないかぎり、兄弟の地位が途中で逆転する

ことはなかった。藤原仲麻呂が兄の豊成を超えて太政官の首班になるうとした際、豊成の左遷が必要とされた、という例が示すとおりである。

そのように考えると、首の死亡記事がみえないことが問題となろうが、この点是不審とするにはあたらない。『日本書紀』卷第廿九・卅に薨卒記事がみえるのは、皇族、大錦（四位相当）以上の者、壬申の功臣などで贈位の対象となった者、皇子が弔問に遣わされるほどの高僧のいずれかに該当する者にほぼかざられている³⁶。首が大錦に昇らないうちに没し、贈位の対象ともならなかったとすれば、死亡記事がみえなくて当然なのである。首と同じく天武朝に小錦中とあって、その後の消息が不明の者としては「間人連大蓋」（天武四年四月癸未条）がいる。一階上の小錦上でも「大伴連国麻呂」（天武四年七月己酉条）・「河辺臣百枝」（同六年十月癸卯条）の例がある³⁷。ちなみに、③にみえる一二名のうちでは、首のほかは桑田王・阿曇稲敷・難波大形・平群子首の四名が没年不明となっている。

六

aの時点で氏上だったとみられる色布知は、大宝元年に没したことがbに記されている。その翌年から、俄に存在感をみせてくるのが子首である。①以降三〇年の間隔が空いて、④で再びあらわれた時には従五位下であった。従五位下となった時期は当然不明であるが、大宝令の位階制に移行したのはbの直前であるから、旧制下ですでに直広

肆（従五位下相当）となっていたか、勤位（六位相当）以下から移行にともなう昇階があったか、いずれかであろう。

ここで、子首と首を同一人とするには甚だ不都合な事実がみえてくる。③で首の帯していた天智三年制の小錦中と浄御原令制の直広肆とを比べれば、直広肆の方が明らかに下位であるから³⁸、③から④までの二一年間に、この人物は一階以上の降階をうけたとみななければならない。従五位下の前が勤位以下であったとすれば、さらに大幅な降階を想定する必要が生じてくる。

「名例律」除法条には、「免官者。三載之後。降先位二等叙。免所居官。及官当者。暮年之後。降先位一等叙³⁹」とみえる。大宝律以前に同様の規定が存在したか不明であるが、何らかの罪に問われ免官あるいは免所居官となった者が、再叙の際に降階をうけることはありえたであろう。また、これとは別に、詔によって降階される場合もあった。

詔、内蔵寮允大伴男人坐_レ賊。降_二位_一二階_一。解_二見任官_一。典鑰置始
多久与_二菟野大伴_一亦坐_レ賊。降_二位_一一階_一。解_二見任官_一。監物巨勢邑治、
雖_二物不_レ入_二於_レ口_一、知_レ情令_レ盜之。故降_二位_一二階_一。解_二見任官_一。然置
始多久、有_レ勤_二勞於壬申年役之_一。故赦之。但賊者依_レ律徵納。

〔『日本書紀』卷第卅・持統七年四月辛巳条〕

右の例では、官有物横領の罪に問われた大伴男人らが、勅断により

冠位を二階あるいは一階降されている。置始多久が壬申の乱における「勤勞」によって降階を免れたというのも興味深いが、ここでは彼らの冠位について考察したい。「内蔵寮允」や「典鑰」は「官位令」によれば従七位以下の相当官である。巨勢邑治の「監物」は、令制の大監物なら従五位下、中監物なら従六位上の相当官だが、八年後に「参河守務大肆⁴⁰」となっていることから、降階以前は務大参あたりで少監物（正七位下相当官）程度の職にあったと考えられる。つまり、事件に関与した者はいずれも務位（七位相当）以下であったとみられる。そのような下級官人による事件ですら『日本書紀』に記されているのだから、マヘツキミたる首に降階があったとすれば、記録に残ってもよさそうなのである。

また、次の例のように官位を剝奪される場合もあった。

小錦下久努臣摩呂、坐_レ对_二捏詔使_一、官位尽追。

〔『日本書紀』卷第廿九・天武四年四月丁亥条〕

久努摩呂はこの六日前に朝参停止の勅を受けたが（同月辛巳条）、それを伝える使者に反抗したらしく、結局官位をすべて失うこととなった。後に許された摩呂は、天武の殯宮に誅を奉じた官人の一人として再び姿をみせる。

直広肆阿倍久努朝臣摩呂、誅_二刑官事_一。

〔『日本書紀』卷第廿九・朱鳥元年九月丙寅是日条〕

官位を失って一一年後のことであるが、この時の冠位は直広肆、もとの小錦下とほぼ等しい。浄御原令の位階制に移行したのは前年のことであるから、それ以前に本位の小錦下に復していた蓋然性が高いと考えられる。摩呂の例からは、一旦位階を剝奪された者すら、本位より下位に再叙されるとはかぎらないことがわかる。

位階のありかたに関して、さらに次の記事をみておこう。

田中臣鍛師・柿本臣媛・田部連国忍・高向臣摩呂・粟田臣真人・物部連摩呂・中臣連大嶋・曾禰連韓犬・書直智徳、并壹拾人、授小錦下位。是日、舍人造糠虫・書直智徳、賜姓曰連。

〔『日本書紀』卷第廿九・天武十年十二月癸巳条〕

右で小錦下を授けられた一〇名^①について、以降の位階の変動をみることにしたい。このうち田中鍛師・田部国忍は、他の記事にまったくみえない。曾禰韓犬は天武四年四月癸未条に大山中とみえるが、右の記事以降は不明である。書智徳は持統六年五月甲申条に直広壹を贈られているから、それより少し前に没したのであろうが、生前の冠位が記されていない。舍人糠虫は叙位からほどなくして没し、大錦上を贈られている（天武十一年二月是月条）。以上を除いた五名については、生前に位階の変動があったことが知られる。

五名中、最も高位に昇ったのは物部摩呂である。すなわち、先にもふれた石上麻呂で、以下出典を省略するが、朱鳥元年九月までに直広

参、持統十年十月までに直広壹、文武四年十月までに直大壹、大宝元年三月に正正三位（正三位）、慶雲元年正月に従二位、和銅元年正月に正二位に到っている。大宝令の位階制に換算すれば（小錦下は直広肆・従五位下相当としておく）、天武十年からの二七年间で一一階昇ったことになる。大宝元年までの二〇年间では九階の昇進である。

これに次ぐのが粟田真人で、天武十四年五月までに直大肆、文武三年十月までに直大貳、大宝二年五月までに正四位下、慶雲二年八月に従三位、靈龜元年四月に正三位に到り、天武十年からの三四年間で九階昇っている。大宝元年までの二〇年间では五階の昇進である。次いで高向摩呂は、大宝二年五月までに従四位上、慶雲二年四月に正四位下、和銅元年正月に正四位上より従三位、天武十年からの二七年间で八階の昇進である。摩呂は天武十三年四月の時点で小錦下であったが、その後大宝二年五月までの位階は不明である。この間に遣新羅大使の功があったことや、大宝二年五月以降は粟田真人と同階ないしその二階下までで推移していることから、大宝元年の新制移行直前の位階は直大貳から直大参までの間にあったと思われる。

中臣大嶋は③にみえる大山上からの昇叙で、朱鳥元年正月までに直大肆となり、持統七年三月までに直大貳で没している。天武十年からの一二年間で、小錦下から五階昇ったことになる。柿本媛については、小錦下となったことのほか、和銅元年四月に従四位下で没したことがみえるのみである。それでも天武十年からの二七年间で四階昇っている。従四位下に到るまでの昇叙の時期はもちろん不明だが、任官等の

記事がまったくみえないことからすれば、大宝元年以降の七年間で四階も昇ったとは考えにくい。大宝令制移行までに幾分かの昇叙をうけていたのではなからうか。

右の五名のうち、石上麻呂や粟田真人などの大幅な昇進については、もちろん単に年功を積んだからではなく、彼らが官人として特に有能とみなされていたことが考えられる。しかし、柿本援のように実績がまったくみえない者も位階は上昇しているのであるから、官人の位階の変動を長期的にとらえたとき、上昇がみられるのが当時として自然であったといえる。なお、昇進を妨げる要因として、一般的に考えられるのが族姓による制約であるが、忌部氏の場合は色布知が正五位下、子首が従四位上に到っているから、首が存命であれば大宝以前に直大式程度まで昇っていたとしてもおかしくない。

以上にみたところから、天武十年に小錦中であった忌部首が、大宝二年に従五位下であらわれるというのはいかにも不自然であることがわかる。

しかし、小錦中から従五位下では降階となる点に関しては、従来指摘するものすらなかったようである。首が罪に問われたことをうかがわせる記事は存在せず、降階を想定するのは困難であるのだが、こうした検討をすることなくして、首と子首を同一人とみなしてきたのはいかがであらうか。

同一人説には、鈴木重胤の指摘した色布知と子首の位階の上下に関する問題がすでにあった。加えて、首と子首の位階に関しても整合的

に説明しがたいことがわかった。これらの問題を見過ごしてきた同一人説とは、そろそろ訣別することにしよう。

七

忌部子首を首とは別人としてみると、子首の位階に関する問題は一举に解消してしまう。首の小錦中との関係はもちろん、色布知との関係も子首を兄とみるから問題となるのであった。

あらためて子首の経歴を確認しよう。

まず、①に記された子首は「荒田尾直赤麻呂」と行動をともししている。①が両名のことを「赤麻呂等」とも記すように、主導する赤麻呂に対し従属的な立場にあったのが子首である。荒田尾赤麻呂の名は①のほかにみえないが、天武十四年十月丙子条に「荒田尾連麻呂」がみえる。この麻呂が赤麻呂と同族であるとすれば、荒田尾氏はこの間に連姓を賜ったことになるが、忌部氏と異なり八色の姓による賜姓には与っていない。つまり、有力氏族とは考えられない荒田尾氏の赤麻呂よりも、①の子首は格下の扱いをうけているのである。先に述べたように、子首は当時三〇歳前後であったと考えられ、同族内での地位もさして高くはなかったであらうから、その点は特に不自然ではない。そして、乱後の論功行賞においても子首は同様の扱いをうけたのではなからうか。

選諸有功勲者、増加冠位。仍賜小山位以上、各有差。

〔『日本書紀』卷第廿八・天武元年十二月辛酉条〕

子首が功を認められたとしても、叙されたのは右にいう「小山位以上」であって、それは小錦位（五位相当）などではなく、大山位（六位相当）以下だった蓋然性が高い。そこから三〇年かけて従五位下に昇ったと考えればよいのである。その間、子首の記事がみえないことも、六位以下にあたる身分であったとすれば問題にならないし、氏上であった首や色布知より一貫して下位にあったことになるのも自然である。②と③は子首の経歴から外さなければならぬ。

色布知の没後、④および⑥⑦⑧のように、子首は累進して従四位上に到っている。⑤が忌部氏の職掌により任にあつたものと解される点もあわせて、子首は色布知の後を襲って氏上となったと考えるのが妥当であろう。

このように、首と子首の間に色布知をおいてみると、三名の経歴に何ら不自然な点は生じない。ただし、首・色布知兄弟と子首とは、いずれも忌部氏宗家の出身者とみられ、世代も離れていないことから、近親者であろうと推測される。また、同一人説をまねいたほどの「首」・「子首」という名の近似性についても考慮すべきであろう。最後にこの点にふれて、稿を閉じたい。

男孔王部結、年参拾歳、 正丁

忌部首・同子首をめぐって（中野謙一）

男孔王部子結、年式拾歳、 少丁

右は「下総国葛飾郡大嶋郷戸籍」（養老五年）にみえる兄弟の名である⁴²。八世紀の籍帳において、兄弟・姉妹で対応する名をもつ例が少なくないことは夙に知られている⁴³。特に、兄や姉の名に「コ」（小）・「乎」・「子」・「古」を冠する名については、弟や妹につけられる名であること、さらにそれが同母にかぎられることなどが明らかにされている⁴⁴。『日本書紀』や『続日本紀』にみえる官人の名は、籍帳にみえる名から隔絶されたものとは考えられないため⁴⁵、子首は首の同母弟である蓋然性が高いといえる。そうすると、首・子首のように対応する名をもたない色布知は、彼らとは異母であろうか。

以上の考察がおおよそ誤りないものとすれば、小錦中で天武十年の帝紀・上古諸事の記定に与った忌部首と、伊勢神宮奉幣使・出雲守を歴任し従四位上に昇った子首とは別人である。「首」と「子首」という差を無視し、安易に同一人とみなすのは適当でない。同様の問題は他にも想起されるが、それらについては別稿に述べることとしたい。

注

（1）佐野正巳「八千矛物語の成立―国守忌部首子首の追憶―」（『出雲風土記とその社会』雄山閣出版、一九八九年五月）第三章。初出一九七〇年。

- (2) 門脇禎一 a 『出雲の古代史』(NHKブックス、一九七六年二月) 一八六～一九二頁。ただし、門脇 b 『古代出雲』(講談社学術文庫、二〇〇三年一月) 三〇七～三二二頁では一部変更されている。
- (3) 美多実 『日本書紀』の修成と『出雲国風土記』の勘造』(『風土記・斐伊川・大社』(高根県古代文化センター、二〇〇一年三月) 第一部第二章。初出一九八二年三月)。
- (4) 中村友一 「忌部首子首と天武・持統代の出雲」(『出雲古代史研究』二七、二〇一七年七月)。
- (5) 『日本書紀』の引用は『日本書紀』下(中央公論社、一九八七年二月)による。ただし、旧字体は新字体に改める。
- (6) 『続日本紀』の引用は『新日本古典文学大系 続日本紀』一(岩波書店、一九八九年三月)・二(同、一九九〇年九月)による(以下、新大系本)。ただし、私見によりルビや返り点を改めて付すことがある。
- (7) 「大伴連・佐伯連・阿曇連・忌部連・尾張連……、五十氏、賜姓曰宿禰」。
- (8) なお、新大系本は「子首」に「こおびと」、「子人」に「こひと」とルビを付しており、異表記でなく別名と扱っているかのようにみえるが、養老二年正月庚子条の脚注に「忌部子首ないし忌部子人につくる」というのみで不明である。
- (9) 『本居宣長全集』九(筑摩書房、一九六八年七月) 四二二～四一三頁。ただし、後述のように『古事記伝』は、天武九年正月甲申条の「忌部首首」について「子」の脱字があったものとし、本文を改めている。
- (10) 門脇前掲注(2) a 書や美多前掲注(3) 書は壺亀二年(七二六)離任、佐野前掲注(1) 書第二章や門脇前掲注(2) b 書は和銅四年(七二二)離任とするが、いずれも確実な根拠があるわけではない。
- (11) 『新訂増補国史大系 日本書紀私記 釈日本紀 日本逸史』(吉川弘文館、一九三三年二月) 二七九頁。
- (12) 卜部兼右本(『天理図書館善本叢書和書之部』五六(八木書店、一九八三年九月)、寛文九年版本(国文研ヤ2-8-14、国文学研究資料館「館蔵和古書目録データベース」の画像による)などを参照。
- (13) 『日本古典文学大系 日本書紀』下(岩波書店、一九六五年七月。以下、古典大系本)、前掲注(5) 書、『新編日本古典文学全集 日本書紀』③(小学館、一九九八年六月) ほか。
- (14) 『古事記伝』十五之卷(一七九七年刊。『本居宣長全集』十(筑摩書房、一九六八年二月) 一八三頁)。
- (15) 『書紀集解』卷之二十八(一八〇六年頃刊。『書紀集解』四(臨川書店、一九六九年九月) 一七五三頁)。
- (16) 同右、一六八四頁。
- (17) 『書紀集解』も「忌部首首」の姓の「首」に「オフト」の傍訓を付している。
- (18) 前掲注(9) 書四一三頁。『続日本紀』卷第六・和銅七年三月丁酉条に「沙門義法還俗。姓大津連、名意毘登。授從五位下。為用占術也」とみえる人物が、同卷第八・養老五年正月甲戌条には「陰陽從五位上大津連首」とみえることを指摘。
- (19) ただし、『日本古典全書 日本書紀』六(朝日新聞社、一九五七年六月)は①③の「子人」・「首」に「こふと」とルビを付している。後述。
- (20) 『日本紀標註』卷之二十四(小林林之助、一八九二年二月) 三十七丁。
- (21) 『日本書紀通釈』五(教育出版センター、一九八一年九月)による。三

六八五頁・三六九九頁。

(22) 『日本書紀新講』下(明文社、一九三八年五月)五六五頁・五七二頁。

そこでは校訂に関してふれるところがないが、同書・上(一九三六年一〇月)二〇頁に「此の日本書紀新講の本文は、家蔵の蓬室・飯田武郷校本に拠れるものである」と記している。

(23) 『日本書紀』下(吉川弘文館、一九五二年二月)三五二頁・三五七頁。

(24) 前掲注(19)書。

(25) 後にみる「色夫知」・「色布知」は同名異表記とみて問題ない。以下、色布知と表記する。

(26) 『鈴木重胤全集』四(鈴木重胤先生学徳顕揚会、一九三八年七月)一八五頁。

(27) 谷川士清『日本書紀通証』三(臨川書店、一九七八年一月)一八四三頁。

(28) 『滋賀県神社誌』(滋賀県神社庁、一九八七年二月)三頁、地主神社・由緒の項に次の記述がある。

……当社創建以前は太古より司水神として思古淵神が祀られ、安曇川上流で働く筏師等の守護神として信仰が厚かった、今も境内社として祀られている。

シコブチの名義は明らかではないが、太古より祀られている司水神とすれば大宝元年没の忌部色布知とは関係がない。仮に、同地に所縁のある人物を神として祀ったものであったとしても、同名の「布勢朝臣色布智」(『日本書紀』卷第卅・持統六年七月乙未条)・「高向朝臣色夫智」(『続日本紀』卷第三・慶雲四年二月甲午条など)らが存在するから、忌部色布知を近江に結びつけるのは相当無理がある。

(29) 前掲注(18)参照。

(30) 『続日本紀』卷第三・養老二年正月庚子条(⑨では省略)など。

(31) 『本朝皇胤紹運録』(『群書類従』五(続群書類従完成会、一九六〇年二月訂正三版)二七頁)。

(32) 前掲注(7)参照。

(33) 淨御原令制の直広参(大宝令制の正五位下に相当)と直大肆(同じく従五位上に相当)の中間にあたりとされている。天武十三年二月庚辰条に小錦中とみえる大伴安麻呂が、二年後の朱鳥元年正月是月条では直広参となっていることなどから、おおよそ妥当と考えられる。ただし、天武十二年十二月丙寅条に大錦下(直大式と直広式の間)とみえる羽田八国が、朱鳥元年三月丙午条で直大参となっている例があり、この点は古典大系本以下で疑問とされている。試みに大錦下を錦冠の下から四階目としてみると、直大参も直冠の下から四階目で対応することになる。右によれば小錦中は直大肆相当となる。いずれにせよ、以下で子首との関係において問題となるのは小錦中と従五位下との高下であって、小錦中が直広肆および従五位下より上位であることは動かない。

(34) 倉本一宏『古代国家成立期の政権構造』(吉川弘文館、一九九七年一月)第二章第三章第一節(初出一九八七年三月)によれば、「律令制成立期においては、ほとんどすべての官司・使節において、諸臣(マヘツキミ層)がその実務を分掌し、皇親がその上部にあって統括するという、二重の管轄方式が採られていた」という。なお、③に關しても「修史事業においては、川嶋皇子と忍壁皇子が総裁的地位、広瀬王、竹田王、桑田王、三野王、上毛野君三千が第二の職階、忌部連首、阿曇連稻敷、

難波連大形が第三の職階、中臣連大嶋、平群臣子首が第四の職階にあつたとと思われる」とされている。

- (35) 『日本古代人名辞典』五(吉川弘文館、一九六六年三月)の「中臣連大嶋」の項には「……大嶋は平群臣子首とみずから筆を執ってこれを録した」とあり、同六(一九七三年一月)の「平群^マ首子首」の項にも「……大嶋、子首は、親ら筆をとって録した(書紀)」とある。後述の『日本古代氏族人名辞典』も同様で、「中臣連大嶋」・「平群臣子首」の項の説明は正しいが、「忌部宿禰子首」の項との矛盾が見過ごされている。
- (36) これに該当しないのは「阿倍夫人薨」(天武十年二月戊辰条)と「京職大夫直大参許勢朝臣辛檀努卒」(天武十四年三月辛酉条)の二例のみである。前者に関しては、「後宮職員令」にあてはめれば夫人は三位以上となるから、「薨」のことが記載されてしかるべき例といえる。後者の「直大参」は小錦上と小錦中の中間にあたるが、特に記載された理由は不明。
- (37) 小野毛野薨伝(『続日本紀』和銅七年四月辛未条)に「小錦中毛人の子也」、巨勢邑治薨伝(同神龜元年六月癸巳条)に「中納言小錦中黒麻呂之子也」とあり、小野毛人・巨勢黒麻呂は天武朝に小錦位で没したとみられるが、いずれも『日本書紀』には記載されていない。
- (38) 前掲注(33)参照。
- (39) 『日本思想大系 律令』(岩波書店、一九七六年二月)三〇頁。
- (40) 『続日本紀』大宝元年正月丁酉条。ただし、参河(三河)は上国だから守は従五位下相当官となる。大宝令施行以前は、『日本書紀』天武五年正月甲子条に「詔曰、凡任^三国司^二者、除畿内及陸奥・長門国、以外皆任^三大山位以下人^二」とあって六位相当の勤位(大山位)以下とされた

ことしか明らかでないが、従七位下相当の務大肆という点には不審が残る。『日本書紀』・『続日本紀』にみえる同時期の他の国司は、確認されるかぎり勤広老以上だが、務大肆は勤広老の一三階下である。この点は新大系本などに指摘されていない。

- (41) 翌十一年正月癸卯条に「大山上舍人連糠虫、授^三小錦下位^二」という舍人糠虫を加えた人数とされる。
- (42) 『蜜案遺文』上(東京堂出版、一九六二年九月訂正版)一八頁。
- (43) 栗田寛「兄弟姉妹人名略表」『栗里先生雑著』三(現代思潮社、一九八〇年五月)一三五―一三四頁)など。
- (44) 長久保恭子「和風諡号」の基礎的考察(竹内理三編『古代天皇制と社会構造』(校倉書房、一九八〇年三月)四七―七〇頁)。
- (45) 崔建植「上代人名の様相―記・書紀における長幼の序列による対比的命名を中心に―」(『日本語の研究』二一―二、二〇〇六年一月)は、記紀における「対比的命名」には籍帳でみられない要素があることを指摘するが、記紀においても「小」(ヲ・コ)がほぼ兄弟姉妹間の年少者側に用いられていることは崔論文のなかで確認されている。
- (付記) 本稿脱稿後、大山誠「『神話と天皇』(平凡社、二〇一七年一〇月)にふれた。同書は忌部子首について、記紀神話成立に重要な役割を果たした人物として従來說以上の評価を与えている。しかし、総じて首・子首同一人説を前提とした推論であり、天武十年三月丙戌条の「首」を平群子首と「区別」した表記とするのも説得力をもたない。